

産業廃棄物処分業許可証

住所 秋田県横手市杉沢字中杉沢592番地5

氏名 株式会社山本産業

代表取締役 山本 紀昌

廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第14条第6項の許可を受けた者であることを証する。

秋田県知事 佐竹 敬久



許可の年月日 平成30年1月23日

許可の有効年月日 平成35年1月19日

1. 事業の範囲

(1) 業の区分

破砕施設による中間処理

(2) 取り扱う産業廃棄物の種類（「石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等を含む」場合はその旨を記載する）

ア 廃プラスチック類、イ 紙くず、ウ 木くず、エ 繊維くず、オ ゴムくず、カ 金属くず、キ ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、ク がれき類
以上8品目（特別管理産業廃棄物であるものを除く。）

2. 事業の用に供するすべての施設

所在地 秋田県横手市杉沢字中杉沢592番地5

（施設ごとの種類、設置年月日及び処理能力については別記1のとおり）

3. 許可の条件

なし

4. 許可の更新又は変更の状況

平成15年1月20日 新規許可

平成20年1月20日 更新許可

平成25年1月28日 更新許可

平成30年1月23日 更新許可

5. 規則第10条の4第5項の規定による許可証の提出の有無 存・無

以下余白